

資料提供（投げ込み） 令和2年4月14日（火）	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部こども支援課 （電話059-229-3284）	こども支援課長 山口 尚利

公立児童館の利用自粛等について

市内の市立小中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園等が感染拡大防止のため臨時休業を行う趣旨を踏まえ、公立児童館においても臨時休業する学校の児童等に対し利用自粛を要請します。ただし、保護者や家庭の事情により、その児童等への支援が必要な場合は、手指消毒液の配置、マスク着用の徹底などの感染対策を講じた上で受入れを行います。

また、令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、卓球の利用を中止します。対象施設・期間については、下記のとおりです。

記

1 対象施設

- (1) 津市さくら児童館
- (2) 津市まん中こども館
- (3) 津市久居児童センター
- (4) 津市一志児童館
- (5) 津市川合児童館

2 期間

- (1) 利用自粛期間
令和2年4月15日（水）から同年5月6日（水）まで
- (2) 卓球の利用中止期間
同年4月17日（金）から当分の間

※なお、状況に応じ利用自粛期間を変更する場合があります。